

静岡県監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年8月8日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 竹 内 良 訓  
静岡県監査委員 四 本 康 久

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田財務事務所	令和5年3月24日
<b>【監査の結果】</b>	
1 監査結果の区分	指摘
2 件 名	不動産取得税の課税誤り
3 内 容	下田財務事務所は、令和2年度及び4年度に、不動産取得税32件において、誤って10,313,000円を過大に課税した。
<b>【措置の内容】</b>	
1 本事案の原因	
(1) 不動産取得税市町通知分の事務処理について、簡易な引継書のみで、マニュアル等もなかったため、課税要件について、「注意すべき事項・チェックポイント」の確認が不十分でした。	
(2) 課税するデータに、5年の期間制限等の課税要件を満たしていない案件が含まれていることについて、ダブルチェックもされないまま課税していました。	
2 再発防止策	
(1) 下田財務事務所における再発防止策	
ア 「不動産取得税 市町通知分事務処理マニュアル」の作成及び「不動産取得税（家屋）に係る通知書記載要領」の修正	
・ 明確なチェックポイントがわかるように、下田財務事務所の新マニュアルを作成しました。	
・ 市町が市町通知分を作成する際の記載要領に、課税要件である取得年月日・取得理由欄の項目を追加しました。	
イ 「不動産取得（家屋）に係る通知書」チェックリストによるチェック	
「不動産取得（家屋）に係る通知書」を審査するための、12項目のチェックリストを新規に採用し、担当者がチェック後、課税第1班長・課税課長が再度チェックし、確実に課税要件を満たしていることを確認することで、各項目の審査漏れと誤りを防止します。	

## ウ その他の対応

### (7) 風通しの良い職場づくり

お互いに相談しやすい職場とするため、毎週班内で打合せを行う場を設け、班員が個々に担当している税目等の悩ましい案件について、班全体で打合せをして解決するようにしました。

### (i) 下田財務事務所の若手職員の指導・育成体制

職員の税務研修への積極的参加奨励、令和4年度に設立した「不動産取得税家屋評価サポートチーム」による研修と育成、基幹財務事務所の協力を得て実地研修を実施するなどにより、部下指導育成に取り組んでいきます。

## (2) 税務課における再発防止策

### ア 不動産取得税事務取扱要領の改正

市町通知分として市町から通知を受けるのは、新築、増築家屋であるため、取得年月日と建築年月日がほぼ一致（最大でも1年の乖離）します。

「取得年月日」と「建築年月日」が同年ではない場合には、新築ではない可能性が高いため、建築年月日も確認する必要があります。今回の件は、すべて建築年月日が前年より前のものであり、この確認が漏れていました。

そこで、不動産取得税事務取扱要領を改正し、建築年月日が過年度のもの（本来通知があるべき年度以降に通知があった分）の一覧を作成し、課税の決裁に添付することとしました。

これにより、「注意すべき事項・チェックポイント」として建築年月日の確認を明確にするとともに、決裁者（所長）も含めた複数人で確認する手続を整備しました。

### イ 県内統一マニュアルの作成

今回原因を踏まえたアの対応に加えて、市町通知分全体を通した全財務事務所共通の事務処理マニュアルを令和5年8月を目途に作成します。

### ウ 財務事務所で疑問点が生じた場合の対応

財務事務所からの照会には、県税事務指導調査や担当者会議で回答するほか、日常業務の中で生じた疑問についても、個別の事案に即して助言するようにしています。

今後も引き続き適切に対応していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部健康福祉センター〔東部保健所、東部児童相談所、東部知的障害者更生相談所〕	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 要配慮個人情報の流出</p> <p>3 内 容 東部保健所は、令和4年4月に、入所予定の新型コロナウイルス感染症の罹患患者1人分の個人情報データを宿泊療養施設にメール送信する際、メールアドレスの入力操作を誤り、県内の小学校493校に送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、基礎疾患、アレルギー等）を流出させた。</p> <p>また、同年9月に、新型コロナウイルス感染症患者3人分の個人情報が記載された新型コロナウイルス感染症発生届を静岡県新型コロナ療養者支援センターにFAX送信する際、誤って薬局1店舗にも送信し、当該患者の要配慮個人情報（氏名、住所、発病年月日、感染経路・感染地域等）を流出させた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>（事案1）</p> <p>① 事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレスの入力操作に誤りがありました。</li> <li>・添付ファイルにパスワードを付けていませんでした。</li> </ul> <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誤送信にすぐ気付いたため、送信先に電話し、謝罪及び送信メールの削除を依頼しました。</li> <li>・情報漏洩された方に電話連絡の上、謝罪及び経緯の説明を行い、謝罪を受け入れていただきました。</li> <li>・本来の宛先へアドレスを正しく設定し、ファイルにパスワードを付けて送信しました。</li> </ul> <p>③ 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報をメール送信する際の留意点をまとめ、関係職員に周知しました。</li> <li>・定期的に関係職員が、当センター作成の「個人情報取扱に関する自己点検表」に基づく点検を行い、上司のチェックを受けることで、適正な事務処理を行っているか確認しています。</li> </ul> <p>（事案2）</p> <p>① 事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FAX宛先の設定方法に誤りがありました。</li> <li>・FAX操作を2人で行いましたが、操作チェックが行き届いていませんでした。</li> </ul>	

② 改善措置

- ・ 誤送信先からの電話を受け、すぐに誤送信先を訪問し、打ち出されたFAXを回収の上、謝罪しました。
- ・ 情報漏洩された方に電話連絡の上、謝罪及び経緯の説明を行い、謝罪を受け入れていただきました。

③ 今後の防止策

- ・ 個人情報をFAX送信する際の留意点をまとめ、関係職員に周知しました。
- ・ 定期的に関係職員が、当センター作成の「個人情報取扱に関する自己点検表」に基づく点検を行い、上司のチェックを受けることで、適正な事務処理を行っているか確認しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部健康福祉センター〔中部保健所、中央児童相談所、身体障害者更生相談所、中央知的障害者更生相談所〕	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 要配慮個人情報の流出</p> <p>3 内 容 中部保健所は、令和4年4月、3日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の市町別発生状況を管内の関係機関23か所にメールで情報提供する際、誤って、その基礎データである146人分の氏名、居住市町名等の個人情報を一緒にデータ送信したため、当該146人が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p> <p>さらに、同月下旬には、新型コロナウイルス感染症の罹患患者から申請があった「宿泊・自宅療養証明書」219人分について、申請者とは別の罹患患者の住所で証明書を作成し、郵送した。そのうち218人分については未開封のまま回収することができたが、1人分は、開封後に回収されたため、当該患者が新型コロナウイルス感染症に罹患した病歴（要配慮個人情報）が流出した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>（事案1）</p> <p>① 事案発生の原因</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況をエクセルファイルで作成した職員は、異動直後だったこともあり、業務に不慣れで、午後5時までに関係機関に情報提供することに気を取られ、送信するファイル内に個人情報が含まれるシートがあるか確認しなかったため、ミスにつながりました。</li> <li>・メールは、別の職員が確認・送信しましたが、送信するファイルには、個人情報は含まれていないと思い込み、確認は、送信先のメールアドレスに誤りがないかを中心に行い、他のシートの確認までは行いませんでした。</li> <li>・業務引継は、発生状況を作成することになった経過等が中心で、送信時における注意点まではなされていませんでした。</li> </ul> <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール送信先に電話で謝罪した上で、メールの削除を依頼し、削除されたことを確認しました。</li> <li>・要配慮個人情報の流出対象となった146名全員に電話で謝罪をしました。</li> </ul> <p>③ 今後の防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改めて所内で業務の見直しを行い、関係機関の了解を得て、当該新規陽性者数の市町別</li> </ul>	

発生状況の情報提供を中止しました。

- ・今後メールでファイルを送信する場合は、添付ファイルをPDF化し、他の情報が紛れないようにするとともに、複数人で全ての内容を確認することを徹底します。

(事案2)

① 事案発生の原因

- ・「宿泊・自宅療養証明書」(以下「証明書」という。)の元となるデータ(以下「証明書データ」という。)の作成作業は、人材派遣会社から派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が担当していました。当該派遣職員が誤った手順で証明書データを作成したため、申請者とは別の患者の住所で証明書が作成されてしまいました。
- ・証明書交付の起案、決裁時には、複数の県職員が証明書データと証明書案を照合し、氏名・住所等が合致していることは確認しましたが、決裁書類に添付された証明書データが正しい手順で作成されたものであるかの確認までは行わなかったため、申請者とは別の患者の住所であることに気付くことができませんでした。

② 改善措置

- ・宛名の異なる証明書が送付された個人から連絡があり、調査したところ、誤った住所で219名分の証明書を作成し、発送していたことを確認したため、郵便局に対し、発送した219通の返還請求を行いました。
- ・併せて郵便の発送状況をインターネットで追跡し、既に配達済みであった9通については、配達先を訪問し、全ての証明書を回収しましたが、内1通は開封済みで、結果1名分の要配慮個人情報を含む個人情報が流出してしまいました。
- ・当該個人に対しては、電話で事情説明をし、謝罪をしました。
- ・全219名の正しい証明書を作成し、再度発送しました。

③ 今後の防止策

- ・人材派遣会社及び派遣職員に対し、業務実施前に改めて作業手順の確認・徹底を図りました。
- ・誤った作業手順で作業されてしまう可能性も念頭に、証明書作成時、起案時、決裁時、発送時等各段階での複数人によるチェックを徹底しています。
- ・本庁担当課及び同業務を担当している県内各保健所に情報提供し、注意喚起しました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
下田土木事務所	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事等における不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 下田土木事務所は、平成29年度及び30年度に実施した複数の工事等において、担当者が実際の施工量より過大な施工量で虚偽の変更設計書を作成したことに気付かないまま、計1,216万円を過大に支出した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>① 事案発生の原因</p> <p>工事担当者は、担当工事の予算が余る場合、本来は12月までに本庁所管課に報告すべきところを1月に入ってから把握に至りました。この際、担当者は「予算を余らせてはいけない」「上司に迷惑をかけたくない」という思いから、設計積算システムで作成する設計書類について、予算を余らせないように過大に積算して作成しました。</p> <p>また、過大に積算して作成した金入り設計書と同時に自動で作成される金抜き設計書（PDFファイル）を現場の実態に合わせた本来の数量に改ざんした後、契約書類にはこの改ざんした金抜き設計書を添付しました。</p> <p>本来、契約の際には、契約事務担当の総務課建設業班を通すべきところ、自らが直接受注者に依頼し、契約変更をしたことにより、虚偽の設計変更を防ぐことができませんでした。</p> <p>② 改善措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過大に支出した工事請負費、委託費については、事業者の説明し全額返納していただきました。</li> <li>・ 令和3年12月から、設計変更書類は、契約前の差替えなどを防止するため、決裁後に契約事務の担当である総務課建設業班が厳重に管理することとしました。さらに工事担当者が契約内容に関し、直接受注者に連絡することを禁じ、受注者との契約事務に関する連絡、調整を建設業班で一元的に行うこととしました。</li> <li>・ 同じく令和3年12月から、設計書及び支出負担行為の変更添付される「会計事務チェックリスト」に設計書のシリアルナンバーの記載欄を2箇所設け、企画検査課と総務課建設業班それぞれで記載し、書類の改ざんや取り違いを防止することとしました。</li> <li>・ 令和5年4月21日までに全職員に対して、二度とこのような事案を発生させないために、事務所独自のコンプライアンスリレー研修を実施し、事案発生の詳細から対応策の概要、予算執行上の留意点、契約に関する留意すべき点などを指導しました。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">（所長⇒管理職＋各課長、管理職＋各課長⇒課員、会計年度職員）</p> <p>③ 今後の防止対策</p>	

- ・引き続き、風通しの良い職場環境を整えるよう、より一層の声かけや職員が気軽に上司に意見・相談ができる体制を整えていきます。
- ・設計書のチェックに関しては、まず班内、次に課内、事業担当課、総務課建設業班の順で、今まで以上に注意しながら確認していくことを課長会議で周知し、実施していきます。
- ・入札前、設計変更契約書類など定期的に管理状態を確認していくことを周知し、実施していきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り</p> <p>3 内 容 沼津土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件19,900円の収入欠損が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、令和4年4月からの県営住宅の家賃を算定するため、入居者の収入認定を行うに当たり、入居者から提出された収入申告書類を基に行うデータ入力原票への転記を誤ったため発生したものです。</p> <p>対象となった入居者に対しては、その理由を説明の上、収入再認定を行い、令和4年11月から改定後の家賃を徴収しました。</p> <p>再発防止策として、収入申告書の確認・転記作業について、県営住宅団地ごと主担当・副担当を決めてダブルチェックを行いました。</p> <p>今後は、ダブルチェックを徹底して再発防止に努めます。さらに、ICT化によるミス防止を図るため、沼津土木事務所管内では沼津市からのみ提供を受けている入居者の課税所得証明書のデータ提供について、他の市町においても提供が受けられるように本庁所管課を通じて改めて市町と協議していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な工事計画</p> <p>3 内 容 島田土木事務所は、令和3年度に実施した道路舗装工事において、交差点協議（公安委員会協議）が未了のまま発注し、協議が整わなかったことから、工事の大部分を取り止め、大幅な減額となる変更契約を行った。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>当該工事の発注に当たり、すでに交差点協議は完了していると誤認しており、残りは工事中の車線の切り回し施工協議を行えば良いと考えていたことから、令和3年10月に工事発注を行いました。発注後の令和3年12月に県警本部の指摘により、交差点協議が未了であることが判明し、影響の恐れのある範囲の施工を取り止めることとしたため、減額の契約変更が生じることとなりました。</p> <p>再発防止のため、関係する許認可等の完了・未完了や、許認可等の条件、有効期限が発注者内で確実に共有されていることが重要であることから、事業ごと必要に応じて、関係する許認可等のリストを活用しています。また、協議の経過、許認可等の了・未了、有効期限を記入しておき、所属内で見える化・共有化を図るとともに、工事発注時には、工事実施設計書起案時チェック項目表の確認を徹底しています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事における同一施工業者による同一箇所での死亡事故の再発</p> <p>3 内 容 島田土木事務所では、令和3年度から4年度にかけて実施した道路工事において、令和2年度に先行工事で発生した工事関係者の死亡事故と同じ作業箇所、同一の施工業者による死亡事故が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>令和2年度に発生した事故を受け、安全講習会の開催や島田土木現場検査通信の発行、発注条件の適正化（着手日選択型の積極活用、余裕を持った工期設定）、建設業協会や労働基準監督署との合同パトロールや、抜き打ち現場パトロールの実施、空中写真を取り入れたハザードマップの活用等の工事事故対策に取り組み、再発防止に努めてきました。</p> <p>令和4年度の死亡事故は、作業計画及び作業手順の未作成、作業現場の労働環境の未整備や関係する労働者への周知不備などの危険を防止する安全措置が行われなかったこと、令和2年度における事故の建設機械と作業員との接触を防止する再発防止策等が十分に活かされていないこと並びに受発注者の災害防止や労働安全衛生に対する知識不足等が原因で発生しました。</p> <p>再発防止策として、既存の取組を再度徹底していくとともに、令和4年9月から緊急対策として、複数の監督員による安全パトロールの実施、事故を起こした施工業者の他現場の重点点検、労働安全コンサルタントによる安全講習会の開催を実施し、受注者及び発注者双方の安全意識の向上を図りました。</p> <p>また、新たに、写真または動画を活用した複数職員による工事現場の安全点検を実施し、結果を現場に反映することで事故発生を未然に防ぐ取組を進め、さらなる工事事故の発生防止に努めています。</p> <p>なお、本庁においては、10月に「交通基盤部建設工事等安全管理推進委員会」が開催され、事故の原因、再発防止策、受注者の安全管理体制に著しい不備があったとする見解等が総括されるとともに、同様の事故の発生を防止するため、各発注機関に対して安全対策を実施するよう注意喚起が図られました。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	令和5年3月24日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 県営住宅入居者収入申告書データの転記誤り</p> <p>3 内 容 島田土木事務所は、令和4年4月からの県営住宅の家賃について入居者の収入認定を行う際、入居者から提出された収入申告書類からデータ入力原票への転記を誤ったため家賃が過少に算定され、1件43,400円の収入欠損が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>本件は、令和4年4月からの県営住宅の家賃を算定するため、入居者の収入認定を行うに当たり、入居者から提出された収入申告書類を基に行うデータ入力原票への転記を誤ったため発生したものです。</p> <p>対象となった入居者に対しては、その理由を説明の上、収入再認定を行い、令和4年11月から改定後の家賃を徴収しました。</p> <p>再発防止策として、収入申告書の確認・転記作業について、県営住宅団地ごと主担当・副担当を決めてダブルチェックを行いました。</p> <p>今後は、ダブルチェックを徹底して再発防止に努めます。さらに、ICT化による人的ミス防止を図るため、県内の一部の市から提供を受けている入居者の課税所得証明書のデータ提供について、他の市町においても提供が受けられるように本庁所管課を通じて市町と協議していきます。</p>	